

摂津市立第三中学校 いじめ防止基本方針

【めざす学校像・育みたい生徒像】

安心して背伸びができる学校

～ここにはチャレンジを楽しめる時間と空間があり、仲間がいる～

自分も他者も尊重する三中生 自ら学び挑戦する三中生 たくましく しなやかな三中生

【学校教育目標】

課題を見つけ、仲間とともに解決できる生徒を育成する

～課題発見、人間関係形成、変化対応、社会参画～

【いじめ防止の基本理念】

いじめは、生徒の心身に深く傷をつける重大な人権侵害事象である。すべての生徒の安心できる居場所となりうる学校をつくるため、いじめをさせない、いじめを許さないという強い認識に全教職員が立ち、同じ姿勢で生徒への指導にあたる。

また、いじめの未然防止のため、人権尊重の精神に基づく教育活動を学校全体で展開し、生徒の主体的ないじめ防止活動を推進する。

しかしながら、いじめはどのクラスにも、どの子どもにも起こりうるということ、さらには、いじめは大人の目の届きにくいところで発生することが多いという認識を全教職員で共有し、生徒一人ひとりの小さな変化を見逃さず、悩みや戸惑いに寄り添いながら、学校組織として、家庭や地域と連携して、早期かつ迅速な対応に努める。

いじめを認知した時には、詳細な事実確認に基づき早期に適切な対応を行うとともに、教職員が生徒を傷つけたり、いじめを助長したりすることがないように十分留意し、いじめられている生徒の立場に立って組織的な支援を行う。

【いじめの定義】

「いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にあるほかの児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう」（いじめ防止対策推進法第2条）

【いじめの防止等のための基本的な事項】

いじめ防止対策推進法第8条で定められた「学校及び教職員の責務」を踏まえ、本校では、いじめを防止するため、以下のように取り組む。

1. 基本的な取り組み

（1）いじめの未然防止のために

①居場所づくり、絆づくり、集団づくりの取り組みの推進

- ②わかる授業づくりと授業における成長を促す指導
- ③規範意識の醸成（道徳教育の推進）
- ④生徒会活動の活性化、体験活動の充実
- ⑤大阪府教育委員会作成の「いじめ対応マニュアル」や「いじめ対応プログラムⅠ・Ⅱ」等の活用や体罰防止などの内容を含めた校内研修の充実
- ⑥インターネット等を通じて行われるいじめに対する対策・児童生徒への情報モラル教育の充実や保護者への啓発の充実
- ⑦学校便りやホームページなどを通じたいじめに関する相談体制等についての周知

（２）いじめの早期発見と迅速な対応のために

①いじめ調査等の実施

- ・生徒を対象とした生活アンケート年６回（５月、７月、９月、１２月、１月、３月）
- ・三者懇談会、学年懇談会、家庭訪問等での情報収集

②いじめ相談体制の充実

- ・スクールカウンセラーの活用
- ・いじめ等の相談窓口として保健室の活用

③情報集約の工夫と窓口の明確化

- ・児童生徒支援コーディネーター（不在時は生徒指導係）が情報を集約
- ・「いじめ対策委員会」会議で対応方針を決定
- ・毎週金曜日に生徒指導係会議での情報交換

２.いじめ防止等に関する取り組み

（１）いじめ防止等の対策のための組織「いじめ対策委員会」の設置 （組織図別紙）

<活動>

- ①いじめ防止に関すること
- ②いじめの早期発見に関すること（アンケート調査、教育相談等）
- ③いじめ事案に対する対応に関すること
- ④いじめが心身に及ぼす影響、その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めること

<開催>

○週１回（毎週金曜日 10:50～）を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

（２）いじめに対する対処

- ①いじめの発見や通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まず、すみやかに児童生徒支援コーディネーター（不在時は他の生徒指導係）に報告する。すぐに「いじめ対策委員会」で情報共有し、いじめの有無を確認し、対応方針を決定する。事実確認の結果は家庭訪問等により、できるだけ早く被害・加害生徒の保護者に伝える。あわせて教育委員会に報告する。

- ②いじめと疑われる行為を発見した場合には、その場でその行為を止める。ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から関わりを持つ。その際、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保する。
- ③いじめの加害生徒には、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。その際は、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、生徒の人格の成長に主眼を置く。
- ④いじめの被害生徒・保護者には、学校は被害者側に立ち、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、不安を取り除くことに尽力する。また、被害生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。
- ⑤いじめを見ていた生徒に対しても自分の問題として捉えさせ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つように伝える。また、はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。なお、学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるよう指導する。
- ⑥ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、関係機関と連携のうえ、直ちに削除を要請する。
- ⑦犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び警察署等と連携して対処し、再発防止の対処を行う。

3.重大事態への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席していることが、いじめに起因するという疑いがある場合は、次の対処を行う。

- ①重大事態が発生したときは、その旨教育委員会を通じ、市長へ報告する。
- ②教育委員会（いじめ問題対策委員会）による調査に協力する。

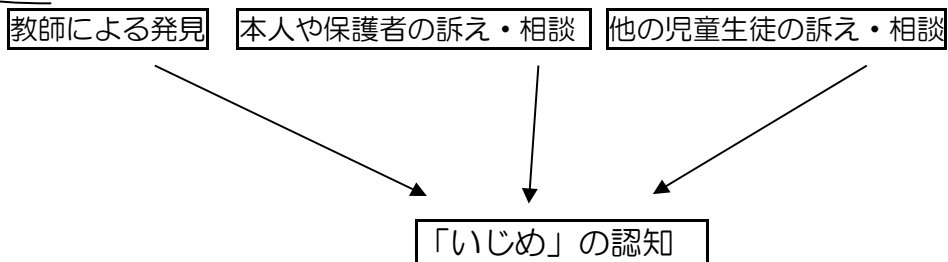
学校運営分担表 （参考資料）

特別委員会		代表	構成員
企画委員会		教務代表	管理職、首席、指導教諭、教務代表、児童生徒支援 Co、特別支援 Co、各学年代表 (拡大：生徒会、学力向上、提案のある部の代表)
授業力向上委員会		構成員より	管理職、学力向上担当、各教科代表、ICT 教育推進担当、児童生徒支援 Co
特別支援教育委員会		特別支援コーディネーター	管理職、特別支援 Co、支援担、各学年特別支援担当、養護教諭、児童生徒支援 Co、S C、(開催内容によって通常学級担任)
小中一貫教育推進委員会		小中連携担当代表	管理職、各学年小中連携担当、児童生徒支援 Co、事務担当
行事検討委員会	卒入学式実行委員会	教務	管理職、教務、生活指導、音楽科、生徒会、各学年の代表
	文化発表会実行委員会	構成員より	管理職、教務、文化部顧問（吹奏楽、コンピュータ、美術、家庭科、演劇）、各学年の代表
	体育祭実行委員会	体育科	管理職、教務、各学年の代表、体育科、生徒会
	合唱コンクール実行委員会	音楽科	管理職、音楽科、教務、各学年の代表、生徒会文化委員担当
人権教育推進委員会		市人研担当	管理職、各学年の代表、(拡大：生指、総合、関係する教科、進路、学年代表)、児童生徒支援 Co
いじめ・虐待対策委員会		生指	管理職、各学年生指係、養護教諭、児童生徒支援 Co、SC、特別支援 Co
広報委員会		教頭	管理職、各学年の代表、児童生徒支援 Co
食育推進委員会		家庭科	管理職、家庭科、養護教諭、(栄養教諭)

「いじめ」事案への対応（摂津市いじめ防止基本方針より）（参考資料）

◎ 早期発見に向けて

- ・生徒の発するサインを鋭くキャッチする
- ・情報網を張りめぐらし、情報収集力を高める
- ・生徒との人間関係を深め、生徒の立場に立って相談に応じる
- ・被害児童生徒や保護者の痛みを共感する
- ・いじめは人権侵害であるという視点を持つ
- ・被害者にも原因があるという見方は厳禁
- ・いじめの背景にも目を向ける



◎ いじめ対策委員会による事実関係の把握

- ・関係者からの聴き取り（役割分担し複数対応で行う）

教員・保護者・加害生徒に対して
被害生徒には状況に応じた対応を行う
情報の整理のため時系列メモを作成する

- ① 被害の態様（暴力、言葉等）
- ② 被害の状況（時、場所、人数等）
- ③ 集団の構造（被害・加害・傍観）
- ④ いじめの動機・背景
- ⑤ 被害生徒の状況
- ⑥ 加害生徒の状況
- ⑦ 他の問題行動

- ・生徒に対する質問紙票（アンケート等）を使った調査
- ・確認できた事実関係からいじめ事象の見立て（アセスメント）を行い、指導方針（プランニング）や指導体制を決定

◎ 学校全体での対応

- 被害側、加害側の保護者に対し、事実関係や指導方針等について早期に説明する
- 被害生徒のへの援助・ケアを行う

心理的事実を受け止める
具体的援助法を示し、安心感を持たせる
良い点を認め、自信を与える
人間関係の構築
自己理解を深める

- 加害生徒への指導を行う

事実関係、背景、理由等の確認
不満、不安等の訴えを十分聴く
被害者のつらさに気づかせる
課題を克服するための援助を行う
役割体験などを通して所属感を高める

- まわりの生徒への指導を行う

「傍観者」や「観衆」的な立場の生徒への指導
学級や学年全体に対する指導

◎ 事後の対応

- 引き続き、被害生徒のへの援助・ケアや見守り活動を学校全体で行う
- 今後のいじめ再発防止のため、いじめ対策を継続する

平成30年4月1日策定
令和元年9月1日改訂
令和3年10月20日改訂
令和4年4月7日改訂
令和5年4月3日改訂
令和6年4月3日改訂
令和7年6月24日改訂